「運用寄託金」は、時価開示の対象としておりません（（注２）参照）

（注１）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

⑴　現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵　金銭等の信託

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は市場価格（主として取引価格）によっております。なお、満期保有目的債券で時価のあるものに関する注記事項については、以下のとおりとなっております。

満期保有目的債券で時価のあるもの（平成22年３月31日）

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	20,477,273,673,614	21,099,495,068,288	622,221,394,674
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	98,338,513,669	93,112,801,505	△　5,225,712,164
合　　計	20,575,612,187,283	21,192,607,869,793	616,995,682,510

負債

⑴　１年以内返済予定長期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）　時価を把握することが極めて困難と認められる金融負債

（単位：円）

	貸借対照表計上額
運用寄託金	121,401,135,836,012

「運用寄託金」は、厚生労働大臣から寄託された年金積立金であり、市場価格がなく、かつ、将来のキャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難なことから、時価開示の対象とはしておりません。

【追加情報】

当事業年度より、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成22年３月30日改訂）を適用しております。

附属明細書

１．各勘定の経理の対象と勘定相互間の関係を明らかにする書類

⑴　各勘定の経理の対象

ア　厚生年金勘定

年金積立金管理運用独立行政法人法第24条第１項第１号の規定に基づく、厚生年金積立金の管理に係る経理

イ　国民年金勘定

年金積立金管理運用独立行政法人法第24条第１項第２号の規定に基づく、国民年金積立金の管理に係る経理

ウ　総合勘定

年金積立金管理運用独立行政法人法第24条第１項第３号の規定に基づく、厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の管理並びに同法第18条に規定する業務に必要な事務に係る経理

エ　承継資金運用勘定

年金積立金管理運用独立行政法人法附則第８条に基づく、同法附則第３条第１項の規定により承継した資金の管理及び運用に係る経理

⑵　勘定相互間の関係

年金積立金管理運用独立行政法人法第25条第１項において、独立行政法人通則法第44条第１項の規定にかかわらず、総合勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、当該事業年度における厚生年金勘定、国民年金勘定から受け入れた資金の額を基準として政令で定めるところにより按分した額を、それぞれこれらの勘定に帰属させるものとされています。

２．法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類

貸借対照表

（平成22年３月31日）

（単位：円）

科　　目	厚生年金勘定	国民年金勘定	総　合　勘　定	承継資金運用勘定	調　　整	法　人　単　位
資産の部						
Ⅰ　流動資産						
現金及び預金	—	—	65,249,378	—		65,249,378
金銭等の信託	—	—	104,630,288,969,313	—		104,630,288,969,313
前払費用	—	—	90,420	—		90,420
未収金	8,600,835,402,261	527,994,191,710	91,187,860	28,425,119,611	△　9,157,254,713,582	91,187,860
その他の流動資産	—	—	19,154,600	—		19,154,600
流動資産合計	8,600,835,402,261	527,994,191,710	104,630,464,651,571	28,425,119,611	△　9,157,254,713,582	104,630,464,651,571
Ⅱ　固定資産						
１　有形固定資産						
建物	—	—	82,139,200	—		82,139,200
建物減価償却累計額	—	—	△　11,376,334	—		△　11,376,334

第明治三十二十五種郵便物認可